

サマリー

福島原発避難者訴訟：第1陣訴訟控訴審第2回口頭弁論について

2019年2月18日

福島原発被害弁護団 共同代表 弁護士 小野寺 利 孝
共同代表 弁護士 鈴木 堯 博
共同代表 弁護士 広 田 次 男

<問い合わせ先>

弁護士 米倉勉 (よねくら つとむ) 090-4052-1994

第1 訴訟の概要

1 事件番号等

平成30年(ネ)第164号 仙台高等裁判所民事第2部係属
(原審は、福島地裁いわき支部平成24年(ワ)第213号、平成25年(ワ)第131号)

2 当事者

第1陣原告77世帯・207名(ただし、承継人9名を含めれば216名)

【控訴人】 早川篤雄 外34名(第1次提訴分・承継人除く) + 國分富夫 外171名(第2次提訴分・承継人除く)、その後死亡原告とその承継者を算入して、216名(以上第1陣原告)。

原告はいずれも、福島原発事故当時、避難区域である双葉町、楢葉町、広野町、南相馬市、川俣町(山木屋地区)などに居住していた住民であり、現在もいわき市のほか福島県内外において避難生活を強いられている方々。

このほか、避難者訴訟としては、第2陣・第3陣訴訟が続いて福島地裁いわき支部に提起されており、第2陣原告・111世帯379名、第3陣原告・64世帯163名がいる。

【控訴人代理人】 福島原発被害弁護団

弁護士 小野寺利孝、同 広田次男、同鈴木堯博、同 米倉勉ほか
【被控訴人】 東京電力ホールディングス株式会社

この訴訟においては、被告に国は入っていない。

4 請求額

被控訴人は、控訴人らが福島原発事故によって被った損害に対する賠償として、合計18億8070万260円を支払え。

(地裁段階では、「被告が、原告らが福島原発事故によって被った被害として、合計金133億479万8166円の賠償金の支払いをせよ。」というものであった。)

5 地裁段階での請求内容

(1) 基本的な考え方 [生活再建、再出発に必要な賠償を!]

一人ひとりの被害者が地域コミュニティから無理やりひきはがされ、従来の人間らしい生活と生産の基盤を丸ごと根こそぎ奪われ、人間同士の関係性を断ち切られて孤立し、今後どこに定着して生活したらいいのかの見通しもつかないこと、すなわち全人格的被害を受けています。

本件事故は公害であり、加害者と被害者は非互換的で、加害行為には営利性があります。

そのうえで、広範囲の地域において、継続的かつ全面的に、広範囲で深刻な被害を引き起こしています。しかも、本件事故による被侵害利益は、広範な人格権（基本的生活利益としての平穏生活権）や人格発達権であり、これまでの差額説的な考え方で扱われるものではありません。このような権利法益を充足していた生活と生産の諸条件の効用の回復（原状回復）にこそ損害賠償の目的は据えられるべきです。

→生活再建、再出発を行なうために必要な賠償、原状回復が図られるべきです。

ただし、本件は、訴訟提起以来、時間が経過し、被害者の救済は待ったなしの状況です。一刻も早い被害者の権利の実現のため、請求項目は、最終的に、自宅不動産、家財、包括慰謝料に絞っています。

(2) 損害賠償請求の内容・請求額

① 避難に伴う慰謝料

・内容

避難先において強いられる不自由、不安、不便、心身の苦痛等の著し

い日常生活阻害に対する慰謝料です。

具体的には、① 避難先住居での生活の限界（従来の住居よりも物理的に不便になっていること等）、② 見知らぬ土地での生活上の不安、③ 被ばくによる不安・差別、④ 仕事の喪失、⑤ 家族の離散、⑥ 被害者同士の軋轢などがこれにあたります。

・請求額

事故発生から避難生活が終了するまで、一人につき月額50万円を請求しています。

② ふるさとを喪失したことに対する慰謝料

・内容

かつての自宅、また自宅のあった地域社会（コミュニティー）そのものを喪失したことに対する慰謝料です。この訴訟での「ふるさと」（地域社会生活）とは、生活と生産の諸条件（その一体的な存在）をいいます。

より具体的には、地域社会生活の喪失による、地域生活利益・居住生活利益等の多様な無形の財産的損害と、これに伴う喪失感などの精神的苦痛を含む包括的な慰謝料です。

地域生活利益とは、① 生活費代替機能（食べ物のおすそ分けなど、生活費を補いあうこと等）、② 相互扶助・共助・福祉機能（小さいお子さんや高齢者を互いに見守り、助け合うことで福祉の役割を果たしあうこと等）、③ 行政代替・補完機能（行政区の活動など、行政に代わる役割を果たすこと等）、④ 人格発展機能（子どもが地域の人に見守られながら成長できること等）、⑤ 環境保全・自然維持機能（地域で集団的に水利の管理や掃除をして環境を保全すること等）といった、地域社会（コミュニティー）が存在していることで得られる利益をいいます。

・請求額

一人につき、金 2000 万円を請求しています。

③ 財物賠償

・内容

元の居住地における「資産価値」ではなく、避難先で元の生活と同等の居住環境（面積）を取得できるだけの賠償。→時価ではなく、再取得価格での請求。

但し、相双地域の平均的な宅地面積（500 m²）を超える部分については、元の居住地の時価で算定。

・請求額

[土地]

500 m²未満の場合、避難前の宅地面積×福島県都市部の平均宅地単価

(4万3000円) または、1368万8000円(フラット35)のうち、いずれか大きい方。

500㎡以上の場合、 $500\text{㎡} \times \text{福島県都市部の平均宅地単価}(4万3000\text{円}) + (\text{従前の宅地面積} - 500\text{㎡}) \times (1\text{㎡当たりの固定資産税評価額} \times 1.43)$ の式によって得られる額

[建物]

フラット35(2238万円) + (従前の床面積 - 115.3㎡) × 平成23年度の平均新築単価(15万8800円)の式によって得られる額。

[家財]

損害保険の内容を参考に、家族構成ごとによって算定される賠償額。

6 高裁段階での請求

裁判が長期化していることと印紙代の負担等に鑑み、上記5のうち、(1)の避難慰謝料及び(2)のふるさと喪失慰藉料について、その一部のみを請求するというようにしている。

避難慰謝料としては、月額15万円×84ヶ月分(2011年3月からの7年分)として、ふるさと喪失慰藉料として、500万円分の支払いを請求する。

第2 訴訟経過の概要

本件の第1次提訴は2012年12月3日が最初であり、第1回弁論は2013年10月2日でした。その後第6次原告まで追加提訴。

2015年6月の第11回口頭弁論以降証拠調べに入り、第24回口頭弁論まで、ほぼ1世帯について1人という原告本人尋問を実施してきました。

また、2016年中は、7月、9月、11月の3回にわたって、現場検証も行われました。1陣(1次・2次提訴分)に関わるのは、7月、9月の2回分で、いわき市の仮設住宅、広野町、楢葉町、浪江町、南相馬市小高区、双葉町について行いました(11月の検証は、第2陣に関わるもので、川俣町山木屋地区について)。

さらに2017年3月22日の第22回口頭弁論においては、除本理史(よけもとまさふみ)・大阪市立大学教授の証人尋問を行い、「ふるさと喪失慰謝料」の内容を余すところなく明らかにしました。

同年6月21日の第24回口頭弁論をもって、原告側の第1陣訴訟に関する立証が全て終了し、同年10月11日の第26回口頭弁論では、原告を第2次提訴までの一団を第1陣原告団として、第3次提訴以降第6次提

訴までの分を第2陣原告団として分離し、第1陣原告団に関する事件が結審されました。

2018年3月22日、福島地裁いわき支部は判決を行い、その内容は、緊急時避難準備区域の原告については既払い金を除いて一人70万円、その他の避難区域の原告には一人150万円の慰謝料の支払い（それも避難慰謝料とふるさと喪失慰藉料を区別しない）のみを命じるという不当な判決でした。

原告団は、到底納得できないとして控訴して、仙台高裁での審理が始まることになったものです。

仙台高裁での審理は、第1回の弁論が2018年12月3日に行われ、第2回弁論が2019年2月18日午後2時から、101号法廷において行われる予定です。

なお、第2陣訴訟は現在いわき支部において尋問手続きを実行中であり、第3陣は、いわき支部にて現在主張書面を順次提出している段階です。

第3 本件控訴審の意義

原発被害について賠償を求める裁判の争点は、大きく言って2つ、「損害論」と「責任論」です。

被害者が受けた被害の内容を明らかにするとともに、事故がなかったのであれば現在得られたであろう生活利益、苦しむ必要の無かった苦しみについて賠償を求める。回復困難なものについては、回復すると等しいと考えられる価値を得られるよう、手配を求めることとなります。

当然そこには、その賠償を行う主体となる被告の責任が前提にあってこそ、被告の真摯な賠償の対応を期待できることとなります。

福島地裁いわき支部判決は、この損害の判断も、責任の判断も、極めて不十分な判断でした。

「損害論」についていえば、原告が「ふるさと喪失」の被害を訴えていたにもかかわらず、ふるさと喪失の被害を独自の被害として認めず、避難慰謝料との区別もしないとの判断をしました。

賠償額も、原告らが求めた2000万円に比べれば到底納得出来ない150万、70万という少額しか認めませんでした。

これでは、原告らにしてみれば、「深い繋がりを構築していた地域社会において、自然の恵みを享受しつつ、健やかに豊かに暮らしていた」ことの価値が、被害として認められなかったということと同じです。また、事

故から7年余に及ぶ避難生活の苦痛も、適正に評価されたとは言えません。

他方で、いわき支部判決は、「責任論」について、東電には津波についての予見可能性がなく、東電の責任が無いかのごとく判断しており、この点も重大な問題です。

控訴審においては、現在の被害状況をも踏まえ、これらの点について誤りを正す判断をしてもらうのが獲得目標です。

第4 本件控訴審第1回当日の流れ

日時 2019年(平成31年)2月18日(月)
12時に弁護士会館に集合
裁判は14時開始 15時30分ころ終了予定
場所 仙台地方・高等裁判所(宮城県仙台市青葉区一番町1-1-6)
法廷は、101号法廷
内容 原告団による意見陳述
弁護団による意見陳述・弁論
・被告東電の控訴理由に対する反論、・原告の請求方式について
・被告東電の「予見の対象」について

*スケジュールは以下のとおりです。

12時	集合・決起集会 ⇒ 高裁前に移動
12時50分	出発(原告団は、横断幕を掲げ行進します)
13時00分～13時30分	整理券の交付 引き続き、抽選・発表
13時30分	入廷
14時00分	法廷開始
15時30分ころ	法廷終了
15時45分ころ	法廷後の報告集会(弁護士会館にて)
16時30分ころ	進行協議に参加してきた弁護団からの報告と、 まとめの集会
17時	集会終了、解散

※次回の期日は、4月19日(金) 午後2時(弁論の場合)
(証拠調べが実施される場合、時刻が変更になる可能性があります)

以上